

議案第86号

財産の取得の変更について

令和6年6月定例会議において議決を得た財産の取得について下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 変更の理由 開発の遅れにより、一部仕様が変更になったため
- 2 取得財産 高機能消防指令センターシステムを構成する装置等
- 3 取得金額 変更前 金937,200,000円
 変更後 金889,829,397円
- 4 契約の相手方 茨城県つくば市東新井2番地1
 三峰無線株式会社つくば営業所
 所長 遠藤 浩

（提案理由）

開発の遅れにより、一部仕様が変更になったため、仕様を満たさない部分について減額することから、この案を提出するものである。